

令和 7 年度
速星中学校いじめ防止基本方針

(22) 富山市立速星中学校

目 次

1 速星中学校いじめ防止基本方針について	1
(1) 目的	1
(2) 基本理念	1
2 本校のいじめの実態と課題について	1
(1) 本校の実態	1
(2) 本校の課題	1
3 いじめ問題への対応について	2
(1) いじめの防止のための取り組み	2
(2) いじめの早期発見のための取り組み	3
(3) いじめが起きたときの対応	3
4 重大事態への対処について	9
(1) 重大事態とは	9
(2) 重大事態の対応についての留意事項	9

1 速星中学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

速星中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「速星中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・冷やかしやからかい、陰口や悪口などの言葉による中傷や、仲間はずれや無視、叩いたり蹴ったりなどの暴力が発生しています。上級学年ほど沈静化するが、反面、悪質な反社会行動や、不登校が増加する傾向にあります。
- ・スマートフォン等の普及に伴い、誰もがSNSの利用が日常的になってきているなか、ネット上に不適切な内容を書き込む、ライングループからの仲間外し、悪口を書き込む、写真や名前を勝手に掲載する等の問題行動が発生しています。

(2) 本校の課題

- ・進級時に集団活動を通して望ましい人間関係づくりに努めます。特に、生徒の自主・自治活動を推進し、仲間外れや、集団の規律を阻害する動きがないか、生徒と教師が共に留意します。
- ・冷やかしやからかい、直接の悪口等、言葉によるものが多いため、日頃から言語環境に留意した教育活動や、道徳を中心とした相手を思いやる心を育てる活動に努めます。

- ・スマートフォン等の利用に於いては、弊害が大きいため、保護者対象、生徒対象の啓発活動を定期的に行います。また、法律との関連を明示しながら、ネットモラルに関する指導を丁寧に行います。また、警察や、関係機関との連絡を密にし、ネットモラルに関する講演会を実施します。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに、「自他の命の大切さを考え、自他の存在を認める」態度を育てるよう努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（生徒会によるいじめ撲滅の集会や標語、ポスターなど）を推進します。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるような言葉掛けや場の設定に努めます。
- ・学校として「特に配慮が必要な生徒」については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
(「特に配慮が必要な生徒」とは)
 - ア 発達障害を含む障害のある生徒
 - イ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつ生徒等外国につながりのある生徒
 - ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に関わる生徒
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、隨時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照 8 P 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の子供の様子、生活振り返りプリント等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守ります。
- ・ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・生徒に貸与された一人1台端末に搭載された「相談受付システム」を活用するなど、生徒の抱える悩みを把握し、解消に向けた適切な働きかけを行います。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。

・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会（生徒指導委員会）※参照 6 P 【表1】」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参考① 5 P 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
② 7 P 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。

・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。

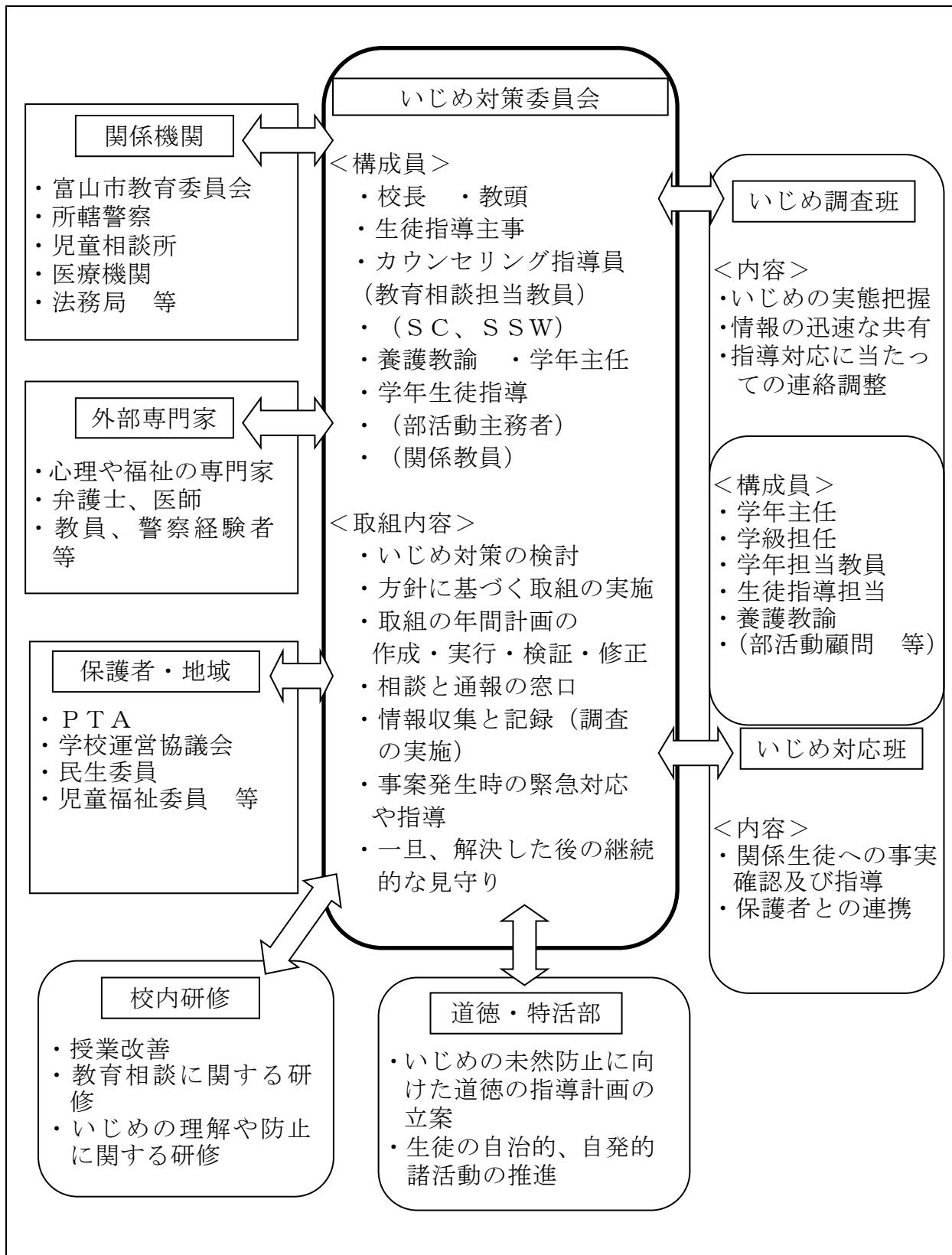
・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。

- イ 必要に応じ、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるように別室(相談室)での対応を考えます。
- ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察 OB 等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。

- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察 OB 等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。
- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、「観衆」としていじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする存在や、その周りで暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払います。
- ・謝罪のみをもって解決したものとはせず、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、加害被害双方の生徒と他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や、周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団を取り戻し、新たな活動に踏み出すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応をします。また、ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・パスワード付きサイトやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・いじめの発見、相談をはじめ、初期対応から解消まで、学校の「いじめ防止基本方針」に沿っていじめに関する情報や一連の対応等を適切に記録します。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

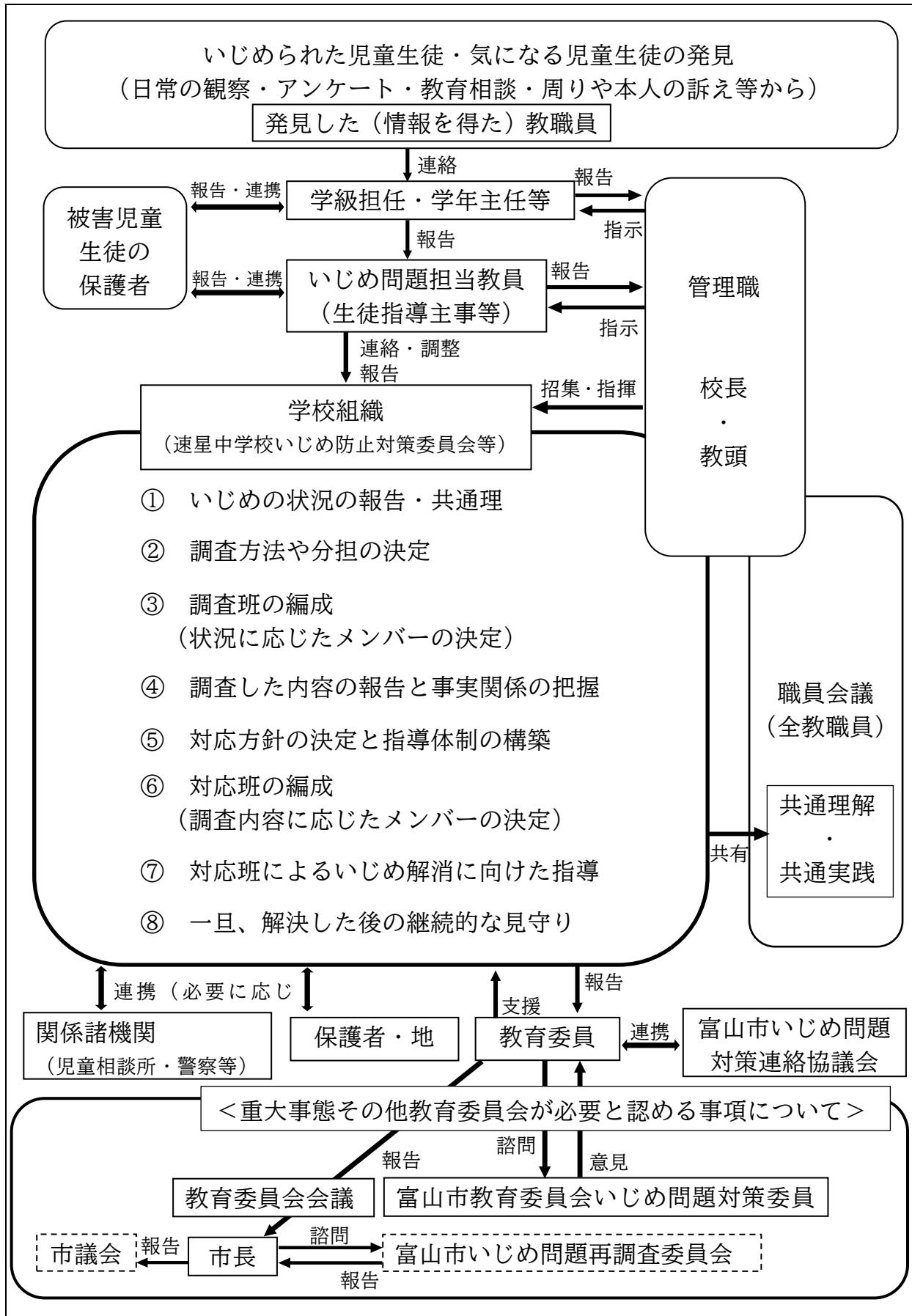
(法第22条に基づく組織 <必置>)



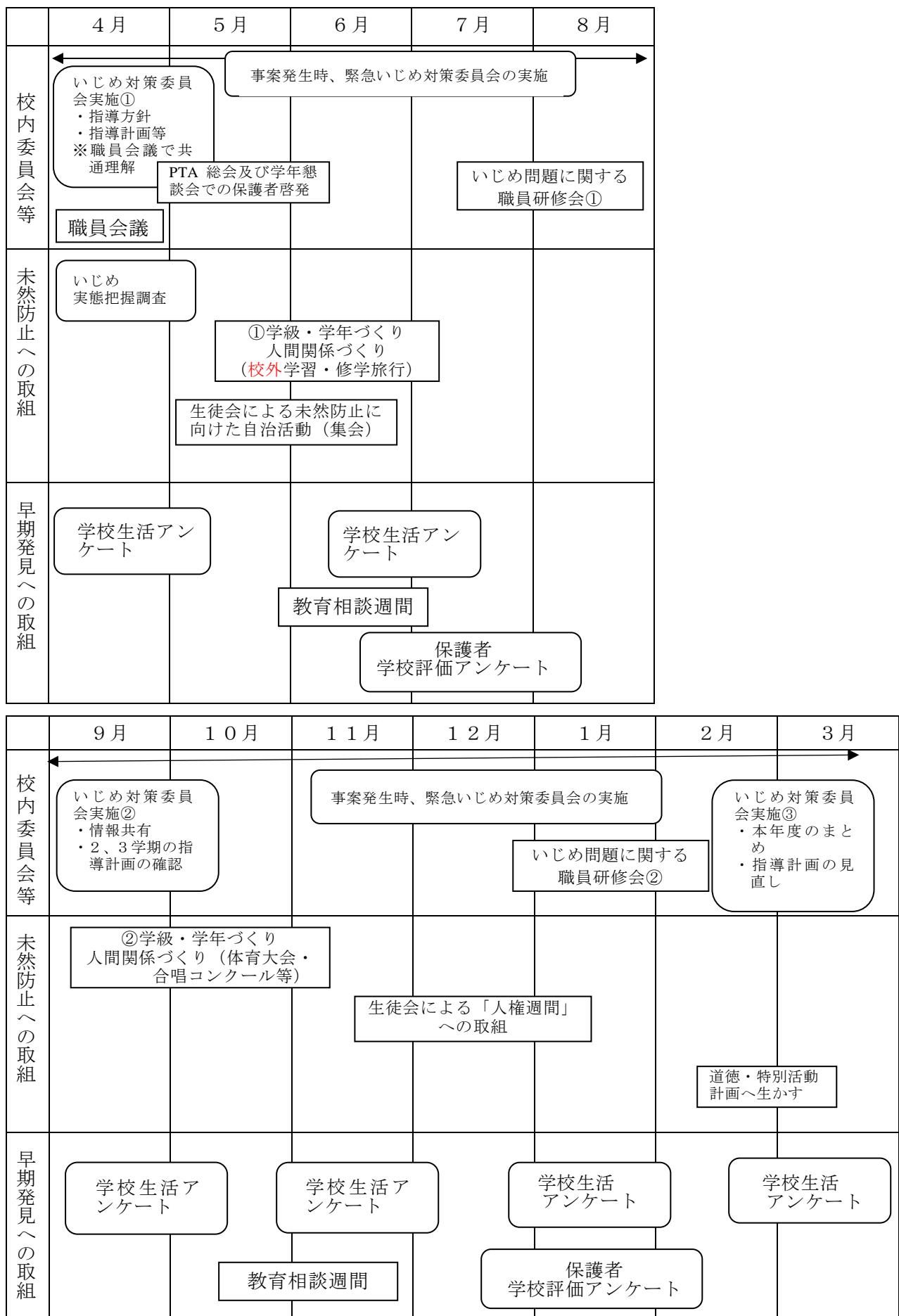
【表1 いじめ対策委員会（生徒指導委員会）】

役 職	分担 1	分担 2	備考
校長	総 括		
教頭	指 挿		
生徒指導主事	調査班		
カウンセリング 指導員	調査班	対応班	
スクール カウンセラー			
スクール ソーシャルワーカー			
各学年主任	調査班	対応班	
学年生徒指導	調査班	対応班	
養護教諭	調査班		
部活動担当教員		対応班	
担任等関係教員	調査班	対応班	

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】



4 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等)
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
(年間30日以上の欠席を目安とする。ただし、一定期間連續して欠席しているような場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する。)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。
- ・申し立て時点において、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校組織による調査を実施し、事実関係の確認を行います。
- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、調査のための組織を設けます。学校が調査の主体となる場合、各学校に設置されている学校組織の教職員のほか、必要に応じて、職能団体等から推薦を受けた医師や弁護士、公認心理師、スクールソーシャルワーカー等といった第三者の専門家が参画した調査組織となるように努めます。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ・事案によっては、報道機関からの取材も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。